

旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル実施要領

旭川市学校施設照明LED化業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

老朽化している学校施設の照明器具を更新し、併せて耐震化を図ることで、児童生徒の学習環境の向上と安全・安心を確保すると共に、本市地球温暖化対策実行計画に基づく、照明器具の高効率化による省エネルギー化を図ることにより、持続可能な教育環境の整備、児童生徒のSDGsへの意識向上を図ることを目的とする。

本事業は、使用電力量及び二酸化炭素排出量を削減し、「脱炭素社会」「ゼロカーボンシティ旭川」の実現に寄与するため、民間の資金とノウハウを活用し、省エネルギー化と維持管理費の低減を図る事ができる「ESCO事業」により実施するものである。

第2 業務概要

1 業務名 旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務

2 業務内容

市内小学校45校、中学校26校（うち併置校3校）の照明LED化に伴うESCO事業を実施するものであり、別紙1「旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務要求水準書」に基づくこと。

3 契約期間等

(1) 契約期間

令和6年4月1日から令和22年3月31日までとする。ただし、詳細設計が完了し、協議が整い次第、契約を締結することができる。

(2) 工事期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、契約締結次第、工事を開始することができる。

(3) ESCO事業サービス期間

令和7年4月1日から令和22年3月31日までの15年間とする。ただし、工事が完了次第、ESCO事業サービスを開始することができる。

4 予算概要等

この業務に係る予算は1,356,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。(E S C O事業サービス料の15年間総額)

第3 契約担当部局

〒070-0036 旭川市6条通8丁目セントラル旭川ビル6階

旭川市教育委員会学校教育部学校施設課

電話 0166-25-9709

FAX 0166-24-7011

e-mail gakkoshisetsu@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次のすべての要件を満たしていること。

1 参加希望者の役割について

参加希望者は、次の役割を全て担うこと。

- (1) 事業役割…本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負うこと。
- (2) 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を実施すること。
- (3) 施工役割…施工に関する業務を実施すること。
- (4) その他役割…設備の維持管理、効果の計測・検証、金融、E S C O設備の供給に関する業務を実施すること。

2 参加希望者の主体について

- (1) 本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者あるいはグループ(複数の事業者の共同体)(以下「グループ」という。)とすること。
- (2) グループで参加を希望する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。
- (3) 事業役割を担う代表者は、参加希望を含むそれ以降の本事業提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続を行うこと。
- (4) 本事業提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可

能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得ること。

(5) グループで参加を希望する場合は、本市に対して連帯して責任を負うこと。構成員のいずれかが契約期間中において、破産または解散した場合、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を遂行すること。ただし、本市と協議の上、本市が認めた場合に限る。構成員の追加・変更ができるものとする。その際、追加・変更する構成員は、本募集要領に定めた条件を満たすこと。

(6) 参加希望者は、旭川市競争入札参加資格者名簿（旭川市建設工事等入札参加資格者名簿又は旭川市物品購入等入札参加資格名簿）に登録されていること。ただし、当該資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため、次の書類を提出すること。

ア 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

※3か月以内のもの

イ 個人にあつては身分証明書

※3か月以内のもの

ウ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

※直近1事業年度分

エ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））

※3か月以内のもの

(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(8) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出

しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ グループ構成表（様式2）

※グループで参加を希望する場合のみ提出

ウ 事業者概要（様式3）

エ E S C O関連事業実績一覧表（様式4）

※契約書の写し等を添付すること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和5年7月3日（月）午後5時00分

(4) 提出場所 第3 契約担当部局に同じ。

(5) 提出方法 持参，又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、郵送の場合は提出期限内必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年7月7日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により本市に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和5年7月11日（火）までの平日午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3 契約担当部局に同じ

ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

なお、提出した場合は、必ず送信した旨を電話で伝え、担当者が受信したことを確認すること。

- (3) 本市は、(2)の説明を求められたときは、令和5年7月13日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

3 配付資料

次の各号に掲げる内容を記載した資料は、参考図書交付申込書（様式5）の提出を受け個別に電子データにより配付する。

なお、配付期間は、令和5年7月3日（月）までとする。

提出書類作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、使用することはできない。

なお、提案後は、速やかに資料を破棄すること。

- (1) 提案時ベースライン
- (2) 照明器具の使用時間
- (3) 各校の配置図及び平面見取り図（JW-CAD形式）
- (4) 各校の既設設計図面（PDF形式、TIFF形式等）

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、企画提案書（様式6）に次の書類を添付し提出すること。

なお、グループで参加を希望する場合は、グループ構成表（様式7）を提出すること。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- (1) 設計・施工計画について (様式8)

事業の設計・施工計画に係り、次の内容について記載すること。

ア 施工体制

- ・本業務の実施に当たり、人員、業務責任者の配置等について

イ 事業期間

- ・調査、設計及び施工期間の考え方

ウ 設計方針

- ・LED化する箇所の優先順位の考え方
- ・更新範囲及び台数についての考え方

エ 機器の選定

- ・照度設計に対する考え方
- ・器具の選定に対する考え方

オ 安全対策

- ・学校運営への配慮
- ・施工時の安全管理方法

(2) 維持管理について (様式9)

ESCO事業サービス期間中の維持管理に係り、次の内容について記載すること。

ア 計測，検証方法

- ・効果の検証方法等の考え方

イ 維持，保守管理

- ・維持管理，保守体制及び対応

(3) 価格等について (様式10)

ア ESCO事業サービス料

- ・ESCO事業サービス料
- ・ESCO事業サービス料の内訳

イ 使用電力量の削減保証

- ・削減保証量
- ・削減保証量の根拠及び、削減保証量を下回った場合の措置について

(4) 地域経済への貢献について (様式11)

ア 市内業者の活用

- ・市内業者の活用状況
- ・市内業者活用に対する考え方

イ その他

- ・本市利益の最大化
- ・地域経済への波及効果等

2 企画提案書等の提出部数

提出書類	様式番号	提出部数
企画提案書	様式 6	正本 1 部
グループ構成表※グループで参加を希望する場合	様式 7	
設計・施工計画について	様式 8	正本 1 部 副本 8 部
維持管理について	様式 9	
価格等について	様式 10	
地域経済への貢献について	様式 11	

※副本には、企画提案者名が特定されるような情報（略称、ロゴマークを含む。）は記載しないこと。

3 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案は、1 応募者につき 1 件とする。
- (2) 提案書本文の各ページ下部中央には通し番号を入れること。
- (3) 提案書サイズは両面 A 4 判とすること。
- (4) 提案書の総ページ数は、企画提案書（様式 6）及びグループ構成表（様式 7）を除いて 12 ページ以下とすること。
- (5) 提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和 5 年 8 月 8 日（火）午後 5 時 00 分
- (2) 提出場所 第 3 契約担当部局に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

なお、郵送の場合は提出期限内必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

5 現地調査

現地調査を希望する場合は、企画提案書の提出を要請された日から企画提案書提出期限までの期間に、「第 3 契約担当部局」へ申し出ること。

6 参加の辞退

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）が、参加を辞退する場合は、企画提案書受付の締切日までに提案辞退届（様式第 13）を提出すること。

- (1) 提出場所 第3 契約担当部局に同じ。
- (2) 提出方法 持参, 郵送, 電子メール又はファクシミリによること。
- (3) 提出部数 1部

7 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は, 当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は, プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは, 提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は, 企画提案者から提出された企画提案書等について, 旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規程による請求に基づき, 第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質疑がある場合においては, 次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書(様式12)

イ 提出期間

- (ア) 参加表明書に関する事項

令和5年6月27日(火)までの平日午前9時から午後5時まで

- (イ) 企画提案書に関する事項

令和5年8月2日(水)までの平日午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 第3 契約担当部局に同じ。

エ 提出方法

電子メールで提出すること。

なお, 提出した場合は, 必ず送信した旨を電話で伝え, 担当者が受信したことを確認すること。

- (2) 質疑に対する回答は, 旭川市公式ホームページ上に公表する。また, 回答書に記載した内容は, 実施要領等の追加又は修正として取り扱うこととする。

旭川市公式ホームページURL <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

ホーム> 事業者向け> 入札・契約> 入札・契約情報> 委託・賃貸借

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭川市学校施設照明LED化（ESCO事業）業務に係る公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明25分、質疑20分の計45分とする。

イ 企画提案書の追加は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルやスライド等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名までとする。グループで応募した場合は構成員ごとに2名以内とし、合計8名以内とする。

エ プロジェクター及びスクリーンを除くパソコン等の必要な機器については、企画提案者が用意すること。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙2「評価基準」及び別紙3「評価点の決定方法」に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 実績について【配点40点】
- (2) 設計・施工計画について【配点120点】
- (3) 維持管理について【配点40点】
- (4) 使用電力量の削減保証について【配点40点】
- (5) 地域経済への貢献について【配点60点】

4 受託候補者の特定

審査会において、審査及び評価を行った結果、合計点が最も高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

なお、評価点の合計点が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

また、合計点が最も高い者の点数が150点に満たない場合は、受託候補者として特定するか否かを審査会にて協議する。

5 審査結果の通知

- (1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- (2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により本市に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの平日午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3 契約担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (3) 本市は、(2)の説明を求められたときは、(2)の書類の提出があつた日から土日祝日を除く2日以内に、説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 評価点数
- (3) 受託候補者の特定理由
- (4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 基本協定

- (1) 概要 受託候補者を特定後に、本市と受託候補者との間で基本協定を締結する。
- (2) 内容 契約締結に向けた受託候補者及び本市が実施する業務、契約締結に向けた双方の努力義務、契約の不成立の場合の取扱いなどを定める。

2 契約

(1) 概要

受託候補者と当該業務について詳細協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8に定める失格事項のいずれかに該当することが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。

なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

(2) 契約形態

シェアード・セイビングス契約とする。

なお、シェアード・セイビングス契約とは、経済産業省資源エネルギー庁が示す「ESCO導入のてびき（自治体向け）」に記載のある、民間資金型（シェアード・セイビングス）契約を指す。

(3) 契約の時期

令和6年3月末とする。ただし、詳細設計が完了し、協議が整い次第、契約を締結することができる。

(4) 契約締結前に事業の継続が困難となった場合における措置

ア 本事業提案書と業務仕様書の内容が大きく乖離し、協議が整わないことにより契約できない場合は、本市に対してそれまでに要した費用は請求できないものとする。

イ 本市の指示により事業が中止された場合は、受託候補者は提案書で提示した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。

3 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

4 契約書作成の要否

(1) 要する。

(2) 事業者が遂行すべき工事、維持管理に関する業務内容や使用電力量の削減保証、支払方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

5 支払条件

年1回の均等払いとする。ただし、実際の支払回数や時期等は、本市と事業者との協議による。

第11 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行

(1) 事業者は、本事業の実施要領、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

(2) 業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議すること。

2 契約期間中の事業者と本市の関わり

本事業は、事業者の責により遂行され、本市は本事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

3 本市と事業者との責任分担

(1) 基本的な考え

本事業提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は別途協議を行うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通事項	提案書の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	○	○	
	保険	維持管理期間のリスク保証をする保険		○	
	事業の中止・延期	本市の指示によるもの		○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期		○	○
工事に必要な許可等の遅延によるもの			○	○	
事業者の事業放棄，破綻によるもの				○	
本市の事業放棄，破綻によるもの			○		
不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期		○	○	
計画・設計段階	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする）	○	○	
	設計変更	本市の提示条件，指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示・判断によるもの		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること		○	
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	物価	急激なインフレ・デフレ	○		
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	設計変更	本市の指示条件，指示不備によるもの		○	
事業者の指示，判断によるもの				○	

リスクの種類	リスク内容	負担者		
		本市	事業者	
工事遅延・未完工	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延	○		
	事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延		○	
工事費の増大	本市の指示，承諾による工事費の増大	○		
	事業者の指示，判断によるもの		○	
工事費の減少	統廃合等による工事費の減少	○	○	
性能	要求仕様不適合		○	
一般的改善	引き渡し前に工事目的物などに関して生じた損害		○	
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○	
支払関連	支払遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの(下記以外)	○	
		省エネ保証に係る省エネ保証行為の不履行		○
	金利	金利の変動		○
事業範囲外の不具合	本事業遂行に当たって障害となる，事業範囲外の不具合	○		
維持管理関連	計画変更	用途の変更等，本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	立ち入りの許可	必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行	○	
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	○
	E S C O設備の損傷	本市の故意・過失又は施設に起因する損傷	○	
		その他の原因に起因する損傷		○
施設損傷	事業者の故意・過失またはE S C O設備に起因する施設・設備の損傷	○	○	

リスクの種類	リスク内容	負担者		
		本市	事業者	
設備補償	E S C O設備の製品としての不具合		○	
	不可抗力以外の原因による施設・設備の損傷	○	○	
設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○	
維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	○		
維持管理費の減少	統廃合等による維持管理施設の減少	○	○	
使用電力量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○		
	上記以外の変動要因の場合	○	○	
計測・検証	設備の不良		○	
	維持管理費の上昇	○		
	ベースラインの調整	機器の使用状況、稼働率の変動や運転管理方法の変更	○	
		統廃合等による対象施設の減少	○	○
	上記以外の変動要因の場合	○	○	
保証関連	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○	
	仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害		○	

※表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

第 12 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第 13 スケジュール

本事業のスケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施日又は実施期間
参加表明書の提出	令和5年6月12日（月）から令和5年7月3日（月）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和5年7月7日（金）
企画提案書の提出	令和5年7月7日（金）から令和5年8月8日（火）まで
ヒアリングの実施 受託候補者の特定	令和5年8月下旬
企画提案書審査結果の通知	令和5年8月下旬
基本協定の締結	結果通知後速やかに締結する
詳細設計	受託候補者を特定した日から令和6年3月上旬まで
契約締結	令和6年3月末（予定）
工事期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（予定）
E S C O事業サービス期間	令和7年4月1日から令和22年3月31日まで（予定）